

旧	改 正 案	備 考
<p><b>「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」設置要綱</b></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海及び境水道の堤防、護岸等（以下、「中海湖岸堤等」という。）の整備の円滑化等を図るため、相互の連絡調整等を行う部会として「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」（以下、「調整会議」という。）を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 調整会議における調整結果は、中海会議の幹事会に諮り、中海会議に対して報告する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 調整会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 河川管理者が斐伊川水系河川整備計画に基づき実施する中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。</p> <p>(2) 河川管理者以外が行う中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。</p> <p>(3) 中海湖岸堤等の円滑な整備に必要な関係行政機関の調整。</p> <p>(4) その他必要な事項。</p> <p>(構成)</p> <p>第4条 調整会議の構成員、オブザーバーは、別表のとおりとする。</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 調整会議に会長を1名置く。</p> <p>2 会長は、調整会議を統括するものとし、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長をもってこれに充てる。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 調整会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 調整会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 調整会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。</p>	<p><b>「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」設置要綱</b></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海及び境水道の堤防、護岸等（以下、「中海湖岸堤等」という。）の整備の円滑化等を図るため、相互の連絡調整等を行う部会として「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」（以下、「調整会議」という。）を設置する。</p> <p>(組織)</p> <p>第2条 調整会議における調整結果は、中海会議の幹事会に諮り、中海会議に対して報告する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第3条 調整会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) 河川管理者が斐伊川水系河川整備計画に基づき実施する中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。</p> <p>(2) 河川管理者以外が行う中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。</p> <p>(3) 中海湖岸堤等の円滑な整備に必要な関係行政機関の調整。</p> <p>(4) その他必要な事項。</p> <p>(構成)</p> <p>第4条 調整会議の構成員、オブザーバーは、別表のとおりとする。</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 調整会議に会長を1名置く。</p> <p>2 会長は、調整会議を統括するものとし、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長をもってこれに充てる。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 調整会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 調整会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第7条 調整会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。</p>	<p>別表の改正</p>

旧	改正案	備考																																																																				
<p>(雑則) 第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に必要な事項は、調整会議において定める。</p> <p>付則 この要綱は、平成22年 9月 2日から施行する。</p> <p>付則 平成23年 7月21日一部改正</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>1 構成員</p> <table border="1" data-bbox="215 644 945 1174"> <tr> <td colspan="4">国等の機関</td> </tr> <tr> <td colspan="4">国土交通省 中国地方整備局出雲河川事務所長</td> </tr> <tr> <td colspan="4">防衛省 航空自衛隊第3輸送航空隊装備部施設班長</td> </tr> <tr> <td colspan="4">境港管理組合 港湾管理委員会事務局(技)次長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">鳥取県の行政機関</td> <td colspan="2">島根県の行政機関</td> </tr> <tr> <td>鳥取県</td> <td>農林水産部農地・水保全課長 県土整備部河川課長 県土整備部空港港湾課長 西部総合事務所県土整備局長</td> <td>島根県</td> <td>農林水産部農村整備課長 農林水産部漁港漁場整備課長 土木部道路維持課長 土木部河川課長 土木部斐伊川神戸川対策課長 土木部港湾空港課長 松江県土整備事務所長</td> </tr> <tr> <td>米子市</td> <td>経済部長 建設部長</td> <td>松江市</td> <td>政策部長 産業経済部長</td> </tr> <tr> <td>境港市</td> <td>産業環境部長 建設部長</td> <td>安来市</td> <td>総務部長 基盤整備部長</td> </tr> </table> <p>2 オブザーバー</p> <table border="1" data-bbox="215 1238 573 1305"> <tr> <td>気象庁 松江地方気象台</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁</td> </tr> </table>	国等の機関				国土交通省 中国地方整備局出雲河川事務所長				防衛省 航空自衛隊第3輸送航空隊装備部施設班長				境港管理組合 港湾管理委員会事務局(技)次長				鳥取県の行政機関		島根県の行政機関		鳥取県	農林水産部農地・水保全課長 県土整備部河川課長 県土整備部空港港湾課長 西部総合事務所県土整備局長	島根県	農林水産部農村整備課長 農林水産部漁港漁場整備課長 土木部道路維持課長 土木部河川課長 土木部斐伊川神戸川対策課長 土木部港湾空港課長 松江県土整備事務所長	米子市	経済部長 建設部長	松江市	政策部長 産業経済部長	境港市	産業環境部長 建設部長	安来市	総務部長 基盤整備部長	気象庁 松江地方気象台	海上保安庁	<p>(雑則) 第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に必要な事項は、調整会議において定める。</p> <p>付則 この要綱は、平成22年 9月 2日から施行する。</p> <p>付則 平成23年 7月21日一部改正。 平成24年 月 日一部改正</p> <p>別表(第4条関係)</p> <p>1 構成員</p> <table border="1" data-bbox="974 644 1704 1174"> <tr> <td colspan="4">国等の機関</td> </tr> <tr> <td colspan="4">国土交通省 中国地方整備局出雲河川事務所長</td> </tr> <tr> <td colspan="4">防衛省 航空自衛隊第3輸送航空隊装備部施設班長</td> </tr> <tr> <td colspan="4">境港管理組合 港湾管理委員会事務局(技)次長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">鳥取県の行政機関</td> <td colspan="2">島根県の行政機関</td> </tr> <tr> <td>鳥取県</td> <td>農林水産部農地・水保全課長 県土整備部河川課長 県土整備部空港港湾課長 西部総合事務所県土整備局長</td> <td>島根県</td> <td>農林水産部農村整備課長 農林水産部漁港漁場整備課長 土木部道路維持課長 土木部河川課長 土木部斐伊川神戸川対策課長 土木部港湾空港課長 松江県土整備事務所長</td> </tr> <tr> <td>米子市</td> <td>経済部長 建設部長</td> <td>松江市</td> <td>大橋川治水事業推進部長 産業経済部長</td> </tr> <tr> <td>境港市</td> <td>建設部長</td> <td>安来市</td> <td>総務部長 基盤整備部長</td> </tr> </table> <p>2 オブザーバー</p> <table border="1" data-bbox="974 1238 1332 1305"> <tr> <td>気象庁 松江地方気象台</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁</td> </tr> </table>	国等の機関				国土交通省 中国地方整備局出雲河川事務所長				防衛省 航空自衛隊第3輸送航空隊装備部施設班長				境港管理組合 港湾管理委員会事務局(技)次長				鳥取県の行政機関		島根県の行政機関		鳥取県	農林水産部農地・水保全課長 県土整備部河川課長 県土整備部空港港湾課長 西部総合事務所県土整備局長	島根県	農林水産部農村整備課長 農林水産部漁港漁場整備課長 土木部道路維持課長 土木部河川課長 土木部斐伊川神戸川対策課長 土木部港湾空港課長 松江県土整備事務所長	米子市	経済部長 建設部長	松江市	大橋川治水事業推進部長 産業経済部長	境港市	建設部長	安来市	総務部長 基盤整備部長	気象庁 松江地方気象台	海上保安庁	<p>一部改正を追記</p> <p>※ 松江市 (平成24年4月1日)</p> <p>※ 境港市 (平成24年4月1日)</p>
国等の機関																																																																						
国土交通省 中国地方整備局出雲河川事務所長																																																																						
防衛省 航空自衛隊第3輸送航空隊装備部施設班長																																																																						
境港管理組合 港湾管理委員会事務局(技)次長																																																																						
鳥取県の行政機関		島根県の行政機関																																																																				
鳥取県	農林水産部農地・水保全課長 県土整備部河川課長 県土整備部空港港湾課長 西部総合事務所県土整備局長	島根県	農林水産部農村整備課長 農林水産部漁港漁場整備課長 土木部道路維持課長 土木部河川課長 土木部斐伊川神戸川対策課長 土木部港湾空港課長 松江県土整備事務所長																																																																			
米子市	経済部長 建設部長	松江市	政策部長 産業経済部長																																																																			
境港市	産業環境部長 建設部長	安来市	総務部長 基盤整備部長																																																																			
気象庁 松江地方気象台																																																																						
海上保安庁																																																																						
国等の機関																																																																						
国土交通省 中国地方整備局出雲河川事務所長																																																																						
防衛省 航空自衛隊第3輸送航空隊装備部施設班長																																																																						
境港管理組合 港湾管理委員会事務局(技)次長																																																																						
鳥取県の行政機関		島根県の行政機関																																																																				
鳥取県	農林水産部農地・水保全課長 県土整備部河川課長 県土整備部空港港湾課長 西部総合事務所県土整備局長	島根県	農林水産部農村整備課長 農林水産部漁港漁場整備課長 土木部道路維持課長 土木部河川課長 土木部斐伊川神戸川対策課長 土木部港湾空港課長 松江県土整備事務所長																																																																			
米子市	経済部長 建設部長	松江市	大橋川治水事業推進部長 産業経済部長																																																																			
境港市	建設部長	安来市	総務部長 基盤整備部長																																																																			
気象庁 松江地方気象台																																																																						
海上保安庁																																																																						

## 「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」設置要綱

### (目的)

第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海及び境水道の堤防、護岸等（以下、「中海湖岸堤等」という。）の整備の円滑化等を図るため、相互の連絡調整等を行う部会として「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」（以下、「調整会議」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 調整会議における調整結果は、中海会議の幹事会に諮り、中海会議に対して報告する。

### (所掌事務)

第3条 調整会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 河川管理者が斐伊川水系河川整備計画に基づき実施する中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。
- (2) 河川管理者以外が行う中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。
- (3) 中海湖岸堤等の円滑な整備に必要な関係行政機関の調整。
- (4) その他必要な事項。

### (構成)

第4条 調整会議の構成員、オブザーバーは、別表のとおりとする。

### (会長)

第5条 調整会議に会長を1名置く。

- 2 会長は、調整会議を統括するものとし、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長をもってこれに充てる。

### (会議)

第6条 調整会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 調整会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

### (事務局)

第6条 調整会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に必要な事項は、調整会議において定める。

付則

この要綱は、平成22年 9月 2日から施行する。

付則

平成23年 7月21日一部改正。

平成24年 月 日一部改正

別表（第4条関係）

1 構成員

国等の機関			
国土交通省 中国地方整備局出雲河川事務所長 防 衛 省 航空自衛隊第3輸送航空隊装備部施設班長 境港管理組合 港湾管理委員会事務局（技）次長			
鳥取県の行政機関		島根県の行政機関	
鳥取県	農林水産部農地・水保全課長 県土整備部河川課長 県土整備部空港港湾課長 西部総合事務所県土整備局長	島根県	農林水産部農村整備課長 農林水産部漁港漁場整備課長 土木部道路維持課長 土木部河川課長 土木部斐伊川神戸川対策課長 土木部港湾空港課長 松江県土整備事務所長
米子市	経済部長 建設部長	松江市	大橋川治水事業推進部長 産業経済部長
境港市	建設部長	安来市	総務部長 基盤整備部長

2 オブザーバー

気象庁 松江地方气象台
海上保安庁

旧	新	備 考
<p style="text-align: center;">「中海の水質及び流動会議」設置要綱</p> <p>(目的) 第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海の水質及び流動などの調査・分析を行うとともに、水質改善策の評価・検討を行う部会として「中海の水質及び流動会議」(以下「会議」という。)を設置する。</p> <p>(組織) 第2条 会議における調査・分析結果並びに水質改善策の評価・検討結果は、中海会議の幹事会に諮り、中海会議に対して報告する。</p> <p>(所掌事務) 第3条 会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。            (1) 水質及び流動などの調査・分析            (2) 水質改善策の評価・検討            (3) その他必要な事項</p> <p>(構成) 第4条 会議の構成員は別表のとおりとする。            2 会議は、中海会議の開催県の環境担当課長が主宰する。            3 会議においては、学識経験者等に意見を聞くことができる。</p> <p>(事務局) 第5条 会議に事務局を置く。            2 事務局は、鳥取県生活環境部水・大気環境課、島根県環境生活部環境政策課及び国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置き、会議の開催県の事務局が主務を掌る。</p> <p>(その他) 第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。</p> <p>附則 この要綱は、平成22年9月16日から施行する。            附則 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">「中海の水質及び流動会議」設置要綱</p> <p>(目的) 第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海の水質及び流動などの調査・分析を行うとともに、水質改善策の評価・検討を行う部会として「中海の水質及び流動会議」(以下「会議」という。)を設置する。</p> <p>(組織) 第2条 会議における調査・分析結果並びに水質改善策の評価・検討結果は、中海会議の幹事会に諮り、中海会議に対して報告する。</p> <p>(所掌事務) 第3条 会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。            (1) 水質及び流動などの調査・分析            (2) 水質改善策の評価・検討            (3) その他必要な事項</p> <p>(構成) 第4条 会議の構成員は別表のとおりとする。            2 会議は、中海会議の開催県の環境担当課長が主宰する。            3 会議においては、学識経験者等に意見を聞くことができる。</p> <p>(事務局) 第5条 会議に事務局を置く。            2 事務局は、鳥取県生活環境部水・大気環境課、島根県環境生活部環境政策課及び国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置き、会議の開催県の事務局が主務を掌る。</p> <p>(その他) 第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。</p> <p>附則 この要綱は、平成22年9月16日から施行する。            附則 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。            附則 この要綱は、平成24年7月 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p> <p style="text-align: right;">附則の追記</p>

旧		新		備 考																				
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）																						
構成員		構成員																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省中国地方整備局</td> <td>出雲河川事務所長</td> </tr> <tr> <td>環境省中国四国地方環境事務所</td> <td>環境対策課長</td> </tr> <tr> <td>農林水産省中国四国農政局</td> <td>農地整備課長</td> </tr> <tr> <td>鳥取県</td> <td>生活環境部 環境立県推進課長 水・大気環境課長 企画部企画課長 農林水産部 農地・水保全課長 県土整備部 河川課長 衛生環境研究所長 西部総合事務所 生活環境局長</td> </tr> <tr> <td>島根県</td> <td>環境生活部 環境政策課長 政策企画局 政策企画監 農林水産部 農村整備課長 土木部 河川課長 下水道推進課長 保健環境科学研究所長</td> </tr> <tr> <td>米子市</td> <td>環境政策局長</td> </tr> <tr> <td>境港市</td> <td>産業環境部長</td> </tr> <tr> <td>松江市</td> <td>環境保全部長</td> </tr> <tr> <td>安来市</td> <td>市民生活部長</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	職 名	国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所長	環境省中国四国地方環境事務所	環境対策課長	農林水産省中国四国農政局	農地整備課長	鳥取県	生活環境部 環境立県推進課長 水・大気環境課長 企画部企画課長 農林水産部 農地・水保全課長 県土整備部 河川課長 衛生環境研究所長 西部総合事務所 生活環境局長	島根県	環境生活部 環境政策課長 政策企画局 政策企画監 農林水産部 農村整備課長 土木部 河川課長 下水道推進課長 保健環境科学研究所長	米子市	環境政策局長	境港市	産業環境部長	松江市	環境保全部長	安来市	市民生活部長			
団体名	職 名																							
国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所長																							
環境省中国四国地方環境事務所	環境対策課長																							
農林水産省中国四国農政局	農地整備課長																							
鳥取県	生活環境部 環境立県推進課長 水・大気環境課長 企画部企画課長 農林水産部 農地・水保全課長 県土整備部 河川課長 衛生環境研究所長 西部総合事務所 生活環境局長																							
島根県	環境生活部 環境政策課長 政策企画局 政策企画監 農林水産部 農村整備課長 土木部 河川課長 下水道推進課長 保健環境科学研究所長																							
米子市	環境政策局長																							
境港市	産業環境部長																							
松江市	環境保全部長																							
安来市	市民生活部長																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>職 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省中国地方整備局</td> <td>出雲河川事務所長</td> </tr> <tr> <td>環境省中国四国地方環境事務所</td> <td>環境対策課長</td> </tr> <tr> <td>農林水産省中国四国農政局</td> <td>農地整備課長</td> </tr> <tr> <td>鳥取県</td> <td>生活環境部 環境立県推進課長 水・大気環境課長 企画部企画課長 農林水産部 農地・水保全課長 県土整備部 河川課長 衛生環境研究所長 西部総合事務所 生活環境局長</td> </tr> <tr> <td>島根県</td> <td>環境生活部 環境政策課長 政策企画局 政策企画監 農林水産部 農村整備課長 土木部 河川課長 下水道推進課長 保健環境科学研究所長</td> </tr> <tr> <td>米子市</td> <td>環境政策局長</td> </tr> <tr> <td>境港市</td> <td>市民生活部長</td> </tr> <tr> <td>松江市</td> <td>環境保全部長</td> </tr> <tr> <td>安来市</td> <td>市民生活部長</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	職 名	国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所長	環境省中国四国地方環境事務所	環境対策課長	農林水産省中国四国農政局	農地整備課長	鳥取県	生活環境部 環境立県推進課長 水・大気環境課長 企画部企画課長 農林水産部 農地・水保全課長 県土整備部 河川課長 衛生環境研究所長 西部総合事務所 生活環境局長	島根県	環境生活部 環境政策課長 政策企画局 政策企画監 農林水産部 農村整備課長 土木部 河川課長 下水道推進課長 保健環境科学研究所長	米子市	環境政策局長	境港市	市民生活部長	松江市	環境保全部長	安来市	市民生活部長			境港市担当 部署の変更
団体名	職 名																							
国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所長																							
環境省中国四国地方環境事務所	環境対策課長																							
農林水産省中国四国農政局	農地整備課長																							
鳥取県	生活環境部 環境立県推進課長 水・大気環境課長 企画部企画課長 農林水産部 農地・水保全課長 県土整備部 河川課長 衛生環境研究所長 西部総合事務所 生活環境局長																							
島根県	環境生活部 環境政策課長 政策企画局 政策企画監 農林水産部 農村整備課長 土木部 河川課長 下水道推進課長 保健環境科学研究所長																							
米子市	環境政策局長																							
境港市	市民生活部長																							
松江市	環境保全部長																							
安来市	市民生活部長																							

## 「中海の水質及び流動会議」設置要綱（改正案）

### （目的）

第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海の水質及び流動などの調査・分析を行うとともに、水質改善策の評価・検討を行う部会として「中海の水質及び流動会議」（以下「会議」という。）を設置する。

### （組織）

第2条 会議における調査・分析結果並びに水質改善策の評価・検討結果は、中海会議の幹事会に諮り、中海会議に対して報告する。

### （所掌事務）

第3条 会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 水質及び流動などの調査・分析
- (2) 水質改善策の評価・検討
- (3) その他必要な事項

### （構成）

第4条 会議の構成員は別表のとおりとする。

- 2 会議は、中海会議の開催県の環境担当課長が主宰する。
- 3 会議においては、学識経験者等に意見を聞くことができる。

### （事務局）

第5条 会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、鳥取県生活環境部水・大気環境課、島根県環境生活部環境政策課及び国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置き、会議の開催県の事務局が主務を掌る。

### （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

### 附則

この要綱は、平成22年9月16日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成24年7月〇日から施行する。

別表（第4条関係）

構成員

団体名	職名
国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所長
環境省中国四国地方環境事務所	環境対策課長
農林水産省中国四国農政局	農地整備課長
鳥取県	生活環境部 環境立県推進課長 水・大気環境課長 企画部企画課長 農林水産部 農地・水保全課長 県土整備部 河川課長 衛生環境研究所長 西部総合事務所 生活環境局長
島根県	環境生活部 環境政策課長 政策企画局 政策企画監 農林水産部 農村整備課長 土木部 河川課長 下水道推進課長 保健環境科学研究所長
米子市	環境政策局長
境港市	市民生活部長
松江市	環境保全部長
安来市	市民生活部長



目	新	備考																																				
<p style="text-align: center;"><b>中海の利活用に関するワーキンググループ設置要綱</b></p> <p>(趣旨) 第1条 中海会議設置要綱第2条の規定に基づき、中海の利活用について協議検討する「中海の利活用に関するワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。</p> <p>(組織) 第2条 ワーキンググループにおける検討結果は、中海会議の幹事会に報告する。</p> <p>(検討事項) 第3条 ワーキンググループにおいては、次の事項について協議する。 (1) 中海の賢明な利活用策(ワイズユース)の検討 (2) その他必要な事項</p> <p>(構成) 第4条 ワーキンググループの構成は、別表のとおりとする。 2 ワーキンググループは、必要に応じて別表に掲げる者以外の関係者の意見を聞くことができる。</p> <p>(事務局及び運営) 第5条 ワーキンググループに事務局を置く。 2 事務局は、鳥取県企画部企画課及び島根県政策企画局政策企画監室に置く。 3 ワーキンググループは、事務局が必要に応じて招集する。</p> <p>(その他) 第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。</p> <p>附則 この要綱は、平成22年9月2日から施行する。 附則 この要綱は、平成23年8月1日から施行する</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="138 925 862 1375"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>部課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省中国地方整備局</td> <td>出雲河川事務所</td> </tr> <tr> <td>環境省中国四国地方環境事務所</td> <td>米子自然環境事務所</td> </tr> <tr> <td>松江市</td> <td>政策部政策企画課</td> </tr> <tr> <td>安来市</td> <td>基盤整備部国・県事業推進室</td> </tr> <tr> <td>米子市</td> <td>企画部企画課</td> </tr> <tr> <td>境港市</td> <td>総務部地域振興課</td> </tr> <tr> <td>鳥取県</td> <td>企画部企画課 生活環境部水・大気環境課 西部総合事務所県民局 〃 生活環境局 〃 県土整備局</td> </tr> <tr> <td>島根県</td> <td>政策企画局政策企画監室 環境生活部環境政策課 〃 自然環境課 土木部高速道路推進課課</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	部課名	国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所	環境省中国四国地方環境事務所	米子自然環境事務所	松江市	政策部政策企画課	安来市	基盤整備部国・県事業推進室	米子市	企画部企画課	境港市	総務部地域振興課	鳥取県	企画部企画課 生活環境部水・大気環境課 西部総合事務所県民局 〃 生活環境局 〃 県土整備局	島根県	政策企画局政策企画監室 環境生活部環境政策課 〃 自然環境課 土木部高速道路推進課課	<p style="text-align: center;"><b>中海の利活用に関するワーキンググループ設置要綱</b></p> <p>(趣旨) 第1条 中海会議設置要綱第2条の規定に基づき、中海の利活用について協議検討する「中海の利活用に関するワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。</p> <p>(組織) 第2条 ワーキンググループにおける検討結果は、中海会議の幹事会に報告する。</p> <p>(検討事項) 第3条 ワーキンググループにおいては、次の事項について協議する。 (1) 中海の賢明な利活用策(ワイズユース)の検討 (2) その他必要な事項</p> <p>(構成) 第4条 ワーキンググループの構成は、別表のとおりとする。 2 ワーキンググループは、必要に応じて別表に掲げる者以外の関係者の意見を聞くことができる。</p> <p>(事務局及び運営) 第5条 ワーキンググループに事務局を置く。 2 事務局は、鳥取県企画部企画課及び島根県政策企画局政策企画監室に置く。 3 ワーキンググループは、事務局が必要に応じて招集する。</p> <p>(その他) 第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。</p> <p>附則 この要綱は、平成22年9月2日から施行する。 附則 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。 附則 この要綱は、平成24年 月 日から施行する。</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1052 925 1765 1375"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>部課名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省中国地方整備局</td> <td>出雲河川事務所</td> </tr> <tr> <td>環境省中国四国地方環境事務所</td> <td>米子自然環境事務所</td> </tr> <tr> <td>松江市</td> <td>政策部政策企画課</td> </tr> <tr> <td>安来市</td> <td>市長室企画調整課</td> </tr> <tr> <td>米子市</td> <td>企画部企画課</td> </tr> <tr> <td>境港市</td> <td>総務部地域振興課</td> </tr> <tr> <td>鳥取県</td> <td>企画部企画課 生活環境部水・大気環境課 西部総合事務所県民局 〃 生活環境局 〃 県土整備局</td> </tr> <tr> <td>島根県</td> <td>政策企画局政策企画監室 環境生活部環境政策課 〃 自然環境課 土木部高速道路推進課</td> </tr> </tbody> </table>	団体名	部課名	国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所	環境省中国四国地方環境事務所	米子自然環境事務所	松江市	政策部政策企画課	安来市	市長室企画調整課	米子市	企画部企画課	境港市	総務部地域振興課	鳥取県	企画部企画課 生活環境部水・大気環境課 西部総合事務所県民局 〃 生活環境局 〃 県土整備局	島根県	政策企画局政策企画監室 環境生活部環境政策課 〃 自然環境課 土木部高速道路推進課	<p>別表の改正</p> <p>附則の追記</p> <p>安来市担当部署の変更</p>
団体名	部課名																																					
国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所																																					
環境省中国四国地方環境事務所	米子自然環境事務所																																					
松江市	政策部政策企画課																																					
安来市	基盤整備部国・県事業推進室																																					
米子市	企画部企画課																																					
境港市	総務部地域振興課																																					
鳥取県	企画部企画課 生活環境部水・大気環境課 西部総合事務所県民局 〃 生活環境局 〃 県土整備局																																					
島根県	政策企画局政策企画監室 環境生活部環境政策課 〃 自然環境課 土木部高速道路推進課課																																					
団体名	部課名																																					
国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所																																					
環境省中国四国地方環境事務所	米子自然環境事務所																																					
松江市	政策部政策企画課																																					
安来市	市長室企画調整課																																					
米子市	企画部企画課																																					
境港市	総務部地域振興課																																					
鳥取県	企画部企画課 生活環境部水・大気環境課 西部総合事務所県民局 〃 生活環境局 〃 県土整備局																																					
島根県	政策企画局政策企画監室 環境生活部環境政策課 〃 自然環境課 土木部高速道路推進課																																					

## 中海の利活用に関するワーキンググループ設置要綱

### (趣旨)

第1条 中海会議設置要綱第2条の規定に基づき、中海の利活用について協議検討する「中海の利活用に関するワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 ワーキンググループにおける検討結果は、中海会議の幹事会に報告する。

### (検討事項)

第3条 ワーキンググループにおいては、次の事項について協議する。

- (1) 中海の賢明な利活用策(ワイズユース)の検討
- (2) その他必要な事項

### (構成)

第4条 ワーキンググループの構成は、別表のとおりとする。

2 ワーキンググループは、必要に応じて別表に掲げる者以外の関係者の意見を聞くことができる。

### (事務局及び運営)

第5条 ワーキンググループに事務局を置く。

2 事務局は、鳥取県企画部企画課及び島根県政策企画局政策企画監室に置く。

3 ワーキンググループは、事務局が必要に応じて招集する。

### (その他)

第6条 この要綱に定める者のほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

附則 この要綱は、平成22年9月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成24年 月 日から施行する。

### 別表

団体名	部課名
国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所
環境省中国四国環境事務所	米子自然環境事務所
松江市	政策部政策企画課
安来市	市長室企画調整課
米子市	企画部企画課
境港市	総務部地域振興課
鳥取県	企画部企画課 生活環境部水・大気環境課 西部総合事務所県民局 〃 生活環境局 〃 県土整備局
島根県	政策企画局政策企画監室 環境生活部環境政策課 〃 自然環境課 土木部高速道路推進課